

今年度も特定健康診査が始まります！

受診有効期限は10月末日までと
なっておりますのでご注意ください。



◆特定健康診査・特定保健指導とは

国保などそれぞれの医療保険者が加入者を対象に、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群の減少を目的とした、健康診査および保健指導を行うことをいい、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者の生活習慣の改善をはかるための新しい健診制度です。

◆小松島市国民健康保険が実施する特定健康診査

◎対象者Ⅱ小松島市国民健康保険に加入している40歳から74歳の方

◎健診項目Ⅱ問診、身体測定、血圧測定、血液検査（肝機能・血中脂質・血糖・腎機能・尿酸）、尿検査

◎受診方法など

- ①健診の対象者となる方に「特定健康診査受診券」を郵送します。（7月初旬予定）
- ②受診券を受け取ったら、同封してある実施機関の一覧表をご覧ください。特定健康診査を受診してください。
- ③受診するときは医療機関に「受診券」「自己負担金（千円）」「国民健康保険被保険者証」を必ず提出してください。

小松島市国民健康保険が実施する「人間ドック」および「脳ドック」を受診した場合は、特定健康診査の内容を同時に実施しますので、特定健康診査は受診しないでください。

◆特定健康診査・特定保健指導Q&A

Q かかりつけの医療機関で特定健診を実施していない場合はどうすればよいの？

A 特定健診は、登録している医療機関でしか受診できません。

Q 定期的に通院していても受けなければならないの？

A 定期的に通院している方でも、この特定健診の対象となりますので主治医等に相談のうえ、受診してください。

お問い合わせは、市健康増進課国保係（市役所1階⑤番窓口 ☎32・2113）まで。

視覚に障がいのある方へ情報支援 活字文書読み上げ装置を配置

市介護福祉課では、視覚に障がいのある方への情報支援機器として、活字情報を読み上げる機器を介護福祉課、保健センター、市立図書館の3箇所へ配置しました。

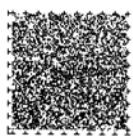
活字文書読み上げ装置とは、漢字を含めた活字文書を、音声（二次元）コードに変換し、そのコードを器械が声を出して読み上げる装置のことです。

この装置を利用するには、その文書が音声（二次元）コードに変換されていなくてはならないことから、利用を希望される方は、介護福祉課窓口でその旨をお伝えください。担当職員が使用方法等をご説明いたします。

お問い合わせは、市介護福祉課（市役所1階⑨番窓口 ☎32・2279）まで。



配置された 活字文書読み上げ装置（テルミー）



活字を読み上げるために必要となる二次元（SP）コード。右記の文章をコード化するとこのようなマークになります